

# 保健室等

## 1. 保健室の利用

学内でケガをしたときや、急に気分が悪くなったときには、保健室を利用して下さい。

また、月曜日～金曜日には女性の看護師が出校し、健康相談等にも応じていますので、併せて利用して下さい。 TEL 044(953)9859

- 看護師在室時間 月～金曜日 10:30～16:30 試験期間10:30～16:30  
※時間外は学生支援センター学生生活支援室へ申し出てください
- 開室日 南校舎： 月～金曜日  
北校舎： 火曜日

## 2. 校医

高橋 啓泰 先生（新百合ヶ丘ステーションクリニック院長）

小田急アコルデ新百合ヶ丘5階 044(966)1855

## 3. 定期健康診断

### ① 受診の仕方

学生は、自己の健康保持のために、1年1回の健康診断を受けることが学校保健法で義務づけられています。

本学では毎年4月に健康診断を実施していますので、全員必ず受診してください（学校負担）。

※実施日はオリエンテーション日程で確認してください。

なお、病気等やむを得ない理由で受診できなかった学生は、4月末までに各自医療機関等にて健康診断を受けてください（自己負担）。

### ② 健康診断書の発行について

(1)受診した学生には健康診断書が発行されます（親展1通・開示1通の2通までは無料配付）。

掲示で定められた期間内に保健室へ取りに来てください。

#### (2)再発行について

必要が生じた場合は学生生活支援室で証明書の再発行を申請してください（再発行料1,100円）。再発行には申請より4日間を必要とします。

## 4. 自宅外通学者の保険証（遠隔地被保険者証）について

自宅外通学者は、万一病気やケガをした場合に備えて、予め自分の健康保険証を取り寄せておきましょう。

### ■ 手続き方法

学生支援センター授業支援室にて在学証明書の交付を受け、父母が加入している保険機関に「遠隔地被保険者証」の請求をすると交付されます。更新の手続時にも在学証明書の添付が必要です。

## 5. 新型コロナウイルス感染症について

新型コロナウイルス感染症の学内感染防止のため、本学では様々な対策を講じていますが、感染を防ぐためには、皆さんの協力が何より必要不可欠です。

日常のこまめな手洗い、うがい、手指消毒の励行など、慎重な対応をお願いします。

### 新型コロナウイルス感染症と疑われる症状

発熱

咳、倦怠感、咽頭痛など

#### ① 感染の疑いがある場合

新型コロナウイルス感染症に感染した疑いがある場合は、大学への登校は止め、すぐに医療機関で受診してください。新型コロナウイルス感染症と症状が非常に似た他の病気もありますが、自己判断はせず、感染の疑いがあることを、事前に医療機関や自治体が設置する相談窓口に電話連絡をした上で受診してください。

#### ② 感染を防ぐために

新型コロナウイルス感染症に感染した全ての人に症状が現れるわけではなく、感染していても体調に変化なし、という人も多くいます。これは、感染している本人も、周囲の人たちも気づかぬうちに感染が広まっていく可能性があることを示しています。

感染を防ぐため、常日頃からマスクを着用し、うがいと手洗い、手指消毒を励行する等、心がけてください。

## 6. 麻疹(はしか)とインフルエンザについて

麻疹やインフルエンザは、本人に重い症状が出るだけでなく、感染力の極めて強い病気として、学校感染症(\*第二種)に指定されている感染症です。急な発熱など感染が疑われる症状がある場合は、すぐに医療機関で受診してください。また、麻疹やインフルエンザが心配な人は、医療機関に相談し、必要があれば予防接種を受けてください。

### 麻疹と疑われる症状

37.5度以上の急な発熱

鼻水、咳、痰、だるさ 眼の充血、眼やに、涙

口のなかに白い斑点・顔面(耳のうしろ)から全身に広がる赤い発疹（この症状は最初からでもものではありません）

### インフルエンザと疑われる症状

38.0度以上の急な発熱

頭痛、関節痛、筋肉痛などの全身症状 のどの痛み、鼻水など

## ① 感染の疑いがある場合

麻疹やインフルエンザに感染した疑いがある場合は、大学への登校は止め、すぐに医療機関で受診してください。(麻疹やインフルエンザ)感染の疑いがあることを、事前に医療機関に電話連絡をしてから、通院(受診)しましょう。

## ② 麻疹やインフルエンザに感染した人と接触した場合

麻疹の場合は、接触3日以内に予防接種を受ければ、発症予防の効果があるといわれています。インフルエンザの場合はこのような報告はありませんが、あらかじめ予防接種をすることで、発症時の重症化を防げるとされています。

## 7. 医療機関で「麻疹」や「インフルエンザ」、「新型コロナウイルス感染症」と診断された場合

これらの感染症に罹患した場合は、登校してはいけません。医師(或いは保健所等)の判断により登校可能となるまで療養してください。(\*百日咳、おたふくかぜ、風疹、みずぼうそうも同様です。)